

令和4年度石川県消費生活審議会議事録

1 日 時

令和5年3月15日（水） 14：00～15：30

2 場 所

石川県行政庁舎 11階 1109会議室

3 出 席

尾島委員、久保委員、長澤委員、八木委員、山崎委員、青海委員、北川委員、橘委員、長田委員、大谷委員、沢野委員、太平委員、西田委員、藤田委員 計14名

4 報 告

- (1) 石川県消費者教育推進計画の進捗状況について
事務局から、前回審議会以降の同計画の進捗状況を報告。
- (2) 令和5年度石川県消費者行政主要施策の概要について
事務局から、令和5年度の主要施策の概要を説明。
- (3) 最近の消費生活相談状況について
事務局から、令和4年度（4月から1月）に県及び市町の消費生活相談窓口に寄せられた相談状況を報告。
- (4) 靈感商法等の悪質商法対策について
事務局から、靈感商法等の悪質商法対策について報告。

5 意見交換

議題及び報告事項について、各委員から下記の発言があった。詳細は次頁のとおり。

(1)「石川県消費者教育推進計画の推進状況について」における委員の意見内容

○山崎会長

ただいまの報告について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

色々な施策を県の方ではやっているということですが、何かこの点が気になるとか興味深いとかいうお話があればぜひご発言いただきたいと思うのですが。

○委員

一点お伺いしたいと思います。(3) 地域家庭における取組の中で、ネット利用に潜む危険性を啓発するパンフレット等の配付等について、たくさんの方に配布していただき、私自身の家庭でこれを見たことがあります。配りっぱなしというところでは、ちょっと足りないところがあるかなと思っておりまして、これを見たことに対しての何かフィードバックがあるのか、もしくはそういったものを制度として考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○倉田生涯学習課長補佐

生涯学習課倉田でございます。ご指摘のとおり、フィードバックがないというのは困るので、今年度からパンフレットの表紙にご意見をいただく QR コードをつけて、お配りした方からご意見をいただく形をとらせていただいております。また、PTA の会等で、このパンフレットについての啓発等を行っており、これからも継続して行っていきたいと考えております。

○山崎会長

他に何かご発言ございませんでしょうか。

今年度、ちょっと例年と違うところというのは、成年年齢が引き下げになったということであろうかと思うのですが、この成年年齢の引き下げによって 18 歳になったということで、特に何か県として施策を行っているのかどうか、そこら辺のところをご説明いただければと思います。

○吉中生活安全課長

それでは私のほうから説明をいたします。昨年の 4 月から法律が施行になってございます。18 歳になったということで、若くして親の承諾なしで契約できるということになりました。そういったことで県では、様々な消費トラブルございますが、特に若者がターゲットにされるということが想定できましたので、そういう啓発冊子を作成をさせていただいております。

それから、読むだけではなく、見るという視覚の点からも DVD 教材を作成してございます。

また、ご本人だけではなくて、保護者へもアプローチをさせていただこうということで、保護者向けの啓発冊子なども作って、啓発をさせていただきました。その他ですね、特に 10 代 20 代の方ということなので、情報系、いわゆる SNS を活用した啓発ということも、実施を

させていただきます。以上でございます。

○山崎会長

ありがとうございました。他に特に委員の皆さんから何かご質問ご意見等あれば。

○委員

ここに記載されてます草の根講師を活用した啓発講座は私どものところで委託をいただきまして県の色んなところに出前講座をやっております。スタートの時には、やはり高齢者の消費者被害を防ぐということで、高齢者の地域サロンなどに出かけることが多かったんですが、近年は中学校、高校、そして特別支援学校などにも行くようになりまして、家庭科と公民の授業などで実施をしているところです。ただ、全校の生徒を集めてというのではなくクラスごとに実施している関係で、講座の要望数が非常に増えてしまいまして、私どもの担い手さんも足りないし、それから回数も委託をいただく中では、オーバーしてお断りしているような状況にあります。ですから今後学校へもっと行きたいのですが、今後の体制をどのようにしていったらいいのかなというのが課題かなというふうに思っております。

○山崎会長

ありがとうございました。他に特にございませんでしょうか。事業者側の委員の方から何かございませなかね。

○委員

先ほど18歳成人ということで、啓発冊子、DVD等を作成したということをお聞きしましたが、このような冊子、DVD等はどちらに配布されているのでしょうか。各公立高校とかそういうところでしょうか。

○吉中生活安全課長

おっしゃる通り各高校、そして高校1年生に全て行き渡るように配布してございます。

○委員

左様ですか。高校一年生というのは納得できるんですけども、私は卒業前、高校三年生の時にももう一度啓発教室等を開かれたほうがよろしいんじゃないかなと感じました。またご検討いただければと思います。

○吉中生活安全課長

はい、ありがとうございます。

○委員

それともう一つよろしいでしょうか。3番のところにイベント等への消費生活ブースの出店とありますが、私は令和4年度から委員にさせていただきます、また我が子たちも成人して

しまい、それと自分がまだ高齢者という年齢ではないので、なかなかこういったイベント、あるいは教室等を目にすることが少ないんですけども、こういった出展等の情報を来年度は私たち委員にもいただけたら有難いかなと思います。そこらへんもよろしくお願いいたします。

○吉中生活安全課長

はい、承知いたしました。

○山崎会長

この報告(1)に対してのご質問、ご意見他にございませんか。

○委員

テーマというか大きなところになるかもわかりませんが、弊社の会員の方も高齢化が進んでいるというのが現実なところがございます、そういったところの注意喚起を継続していただきたいということと、成年年齢が18歳まで下がったということで、現在のところ、申込がたくさん来てるというわけではないので、今後の動向を見ながらということになりますが、その辺もまた注意喚起していただければと思います。以上です。

○山崎会長

ありがとうございました。何か県の方でコメントございますか。

○竹沢生活環境部長

今ご意見いただきましたところに、一方通行というのはまさにおっしゃる通りなので、こちらのほうからも啓発のしっぱなしではなくて、あくまでもその啓発がどう届いているのかそこはしっかりフォローアップしなくてはいけないと思っていますし、学校などにおいて、なかなか全ての子どもたちに行き渡っていないのではないかとこの点につきましては、少し教育委員会とお話をして、できるだけ多くの方に啓発できるように、少し知恵を絞っていきたいと思いますし、成年年齢の引き下げにつきましてもまだ始まったばかりですので、引き続き我々も高い関心をもって、この問題は扱わなくてはいけないと思っておりますので、また何かございましたら、ご意見賜れば幸いです。

○委員

先ほどから成年年齢引き下げの関係で色々ご発言があったので、ちょっと補足的にお話させていただきますと、今、私大学に勤めていて、県外の調査を見てみても、18歳成年年齢の引き下げに対しての認知度は高いということはあるので、これは県のおかげというふうに言いたいところなんですけども、高校生もそれなりに知ってはいるということで、さらにどういいうトラブルがあるのかというのはこれからの段階と思いますが、少なくとも認知度は高いということは報告させていただきたいと思います。

○山崎会長

はい、ありがとうございました。報告事項1につきましてご発言ございませんでしょうか。

○委員

生活学校では年に一度19市町に聞き取り調査をさせていただいてるんです。その中で18歳の引き下げの件につきましても、とつてもばらつきがあるんですね。熱心なところと、パンフレットもらっても、配布してないところもあったりして、随分ばらつきがあるなと思ったんですけれども、どこにいても18歳は18歳で、大きな問題かかえて社会や大学に出るわけです。そういう意味でも少し徹底して市町に送り届けていただけたら嬉しいかなと思いました。

○山崎会長

ありがとうございました。次の報告2に移りたいと思います。

(2) 令和5年度石川県消費者行政主要施策の概要について

○山崎会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

見守りネットワークのことで2点お伺いしたいと思います。先ほど資料1にございました、数値目標のところの上から2つ目の消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークのカバー率の達成度がこれまでの進捗状況そして目標と比べると不安があるというようなことかと思いますが、今後、令和5年度の概要の中で、見守りネットワークのカバー率を広げるところの施策はどのあたりで、どのようにお考えなのかというのを一点、お伺いしたいと思います。

それから2点目として、草の根講師の確保や拡充に関しては、現段階ではどのようにお考えかというのがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉中生活安全課長

見守りネットワークの設置の進捗状況ということでございます。R6年度の目標50%に対して、R4年度現時点での進捗は24.7%ということですが、指標は人口カバー率ということでございまして、大きな市町が構築していただければぐんと伸びる、そういった性格のものでございます。私共この見守りネットワークというのは最も住民に近いご本人の周りの方々を巻き込んだネットワークということで非常に有効なんだよということは市町の課長会議などで伝えております。

具体的には見守りマニュアルを作って配布をしたり、ネットワークの構成員となるべき、例えば民生委員であるとか、福祉の関係者であるとか消費者団体の方々を対象とした研修会を実施したり、それからそういった中でネットワーク構築の手順とか課題などを市町の行政担当の方々にまとめたマニ

ュアルをお配りしています。また、見守りに重要な役割を担う、民生委員であるとか消費者団体、事業者などを対象にご理解いただくと、ということがまず大切なんだということで出前講座なんかも努力して出回ってまいりたいと思っております。

そうしたことで、24.7%の進捗度合いではございますが、実は令和2年度までに3市と2つの町、小松市、加賀市、能美市、宝達志水町、能登町が設置されてございます。そして更に新たな取り組みとして、令和3年度からは穴水町、それから今年度においては羽咋市が新たにネットワークを作っていただいておりますという状況でございます。大きな市町が構築していただければぐんとあがるんですが、ご理解をいただいているところは順次少しずつではございますが、進んでおるとい認識をしてございます。

それから、もう一つは草の根講師の拡充、人材の確保ということでございます。これまではいわゆる市町の担当職員であるとか民生委員の方、それから消費者団体の方、こういった方々をターゲットに担い手育成研修というものをお声がけをさせていただいて、研修をしていただいて、それを修了された方を草の根の講師ということでお願いをして次のステップに進んでいくという流れでしたが、今後は、一般の県民向けにも、担い手育成研修への参加の働きかけをすることで拡充を図っていこうという思いはございます。今まで限られた分野の方をターゲットにということだったのですが、それをもうちょっと拡大していけないかなと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員

例えば他県などでは警察と連携して実施しているところもあるかと思しますので、そういう工夫とかもあると広がるのかなと思って確認いたしました。

○山崎会長

ありがとうございます。他によろしいですか。

○委員

先ほどの18歳に成年年齢が引き下げられたという関連点なんですけども、県外に進学した学生さん、18歳以上になると思うんですけれども、中日新聞に寄せられた話の中で、「キャッシュカードを親に無断で作ったりだとか、親が知らないうちに自動車学校の入校の手続きをしまして、契約したのでお金払ってみたいなことを後で言われたり」とか、また、「ちょっと高いおしゃれな高額な服をローン組んで買ってしまったり」とか、それは消費者教育の中で自分の資金力を超えた契約はしないということを若者に教育するというのも大切なんですけど、そういう資金的な裏付けがないというか、資金的に独立していない若者とわかる人に対して、売り手側が平気で契約を勧めて商品売りつけるみたいなことがあって、それは違法じゃないので特に記事にすることはできませんし、なんとか本人を説得して解約させるとか、そういう手続きをすることになると思うんですけれども、教育する相手として、若者だけじゃなくて、売り手側に対しても18歳になったばかりの若者に対しての売り方というのが、適切な資金の裏付けがあるのかとか、そういうことも含めて、協力してもらわないと不幸なことが起きるんじゃないかなという懸念があって、例えば教育の仕方の中で、事業者側に対しての監督なり教育というか、そういった理解を求める働きかけというのはありえるのかなと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○吉中生活安全課長

私どもは、いわゆる消費者行政ということなので、消費者と事業者を見比べると消費者は圧倒的に弱い立場でございます、その弱い消費者をいかに保護するか、守っていくかということの主眼においておるところでございます。

○委員

トータルで消費者を守るという観点からすれば事業者側に事例を紹介するだけでもいいと思うんですけども、裏で困ってる親がいるとか、そういう行為が不幸を招くことがあるんだよっということ、何らかの形でお知らせしてもいいかなと、また今後何かそういった機会がありましたら。

○山崎会長

ありがとうございました。他にございませんか？

○委員

2 ページのところにエシカル消費の新たな取り組みが記載をされていまして、とても期待をしたいと思うのですが、不用品の売買ができるキッズフリマというのは、3Rの教育としては有効かなというふうには思うのですが、エシカル消費というのはもう少し幅広なんですね。SDGsとも親和性がありますので、例えばデンフォレストアライアンスは森林を守って生物の多様性をとか MSG というのは海のエコラベルで海の資源を守るとかっていうふうにもう少し、例えば認証ラベルであるとか、それから地産地消もエシカル消費になるわけですよ。せっかくこの場に事業者の皆様いらっしゃるわけですから、例えばスーパーマーケットでそういう認証ラベルを見るであるとか、あるいは農業の皆さんとかそれから酒造組合もほんとにこれはエシカルの象徴的なものだと思うので、そういうみなさんとコラボする形で何か現場で色んな体験をすとかラベルを見つけて意味を探るとかそんなことができたらもっと豊かになるのではないかなというふうに思いますので、ぜひまたご検討をよろしく願います。

○山崎会長

ありがとうございました。他によろしいですかね。

○委員

一件お聞かせいただければと思います。消費生活相談員についてお話でてまいりましたが、今ですね、県民からの相談内容が相当専門的になってきておまして、相談員さんも大変ご苦労されてるかと思います。私もですね、ナックスという団体に活動しているんですけども、行政のほうからですね、「相談員さんのなり手がいたら紹介してもらえませんか」というお話よく聞くところです。今県としてですね、相談員さんの現状と人数的に足りてるのかどうかっていうのはその辺ちょっとわからないんですけども、今後その増員について何か検討されているようなことがありましたらお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

○河崎消費生活支援センター所長

消費生活支援センターの河崎でございます。今県のセンターにあります消費生活相談員を含め、日々相談の対応にあたっているところでございます。市町の相談窓口19市町をカバーしておりまして、相談員の数在市町で17名ということになってございます。正直足りているかいらないかで申し上げますと、少し足りていないというような感覚があります。ただこれは石川県だけではなくて、全国的な状況と認識しております。

○委員

ありがとうございました。

○山崎会長

次の報告に移りたいと思います。最近の消費生活相談状況について事務局から報告をお願いいたします。

(3) 最近の消費生活相談状況について

○山崎会長

ありがとうございました。それでは、この報告についてご質問ご意見等がありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

非常に具体的な相談内容についてのご報告なんで、おそらくかなり関心が皆さんおありなんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

特徴的なのはこのエステなんだろうかな。これについて何かもう少し補充的にご報告いただければと思いますけども。

○河崎消費生活支援センター所長

昨年8月末ですけれども、脱毛エステの大きな業者が倒産をいたしました。多くの20代、若い方々は、ほとんどが分割で支払いをしております。もう予約も取れない、これ以上施術が受けられない中で、お金だけが引かれていくということで、お客さんのご相談が寄せられたものでございます。

○山崎会長

この年度の特別な事情ということなんだろうかな。他に何かありませんか。

○委員

すいません、ちょっと興味深いので、教えていただきたいのですが、「オンラインゲームは親のカードで子どもが課金してしまって」みたいな話はここに相談事例ありますけど、これは解決方法というかなんとかなるものなんだろうかな。

○河崎消費生活支援センター所長

ケースバイケースだと思うんですけども、まずクレジット会社に連絡を入れて、割と小学生とか低年齢のお子様で、親の知らないうちに使ってしまったという経緯を書いて、クレジットカード会社の判断に委ねてるといった感じになります。ただ、親であるご自身のクレジットカードの管理もあります。そこはクレジットカード会社のほうからも、しっかりとした管理がされていたとかもしっかり問われているところです。大体は、全額とはいかないとは思うんですけども、戻ってくる可能性もあります。

○山崎会長

ありがとうございました。今の点、西田委員何かご発言ありますか。

○委員

実際弊社にそういった相談が今まであったかという担当部署が違うので、それは分からない部分ではあるんですが、おそらくそういった話が今のところ出てないことをみるとまだないかなという思いです。ただ悪用となりますと、これは確かに番号盗用とかで実際今はかなり増えてるというのが現実なんですね。ただその中で、悪質なサイトに誘導されてしまったり入力してしまったりと、暗証番号を教えてしまったりとか、そういった事例っていうのはよくあるパターンなんですけど、それが今度はお子様のことになると、それは悪用とは言えない範囲になってしまうのではないかなと、ちょっと私見も入っていますが、そういった感じでは思います。以上です。

○山崎会長

次の報告に移りたいと思います。靈感商法等の悪質商法対策について事務局からご報告をお願いいたします。

(4) 灵感商法等の悪質商法対策について

○山崎会長

ありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご質問ご意見等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

灵感商法等の相談窓口について、現状どのくらいの相談が寄せられているのでしょうか。わかるようであればご報告いただきたいです。

○吉中生活安全課長

12月の26日スタートで隔週で金沢・小松・能登の三つの会場で行ってございます。現在、7件の相談実績がございます。

○山崎会長

はい、ありがとうございました。この点について何かご質問ご意見等ございませんかね。

○委員

靈感商法に係るセミナーの中で、島田弁護士からのお話をお聞きして、靈感商法って特殊な宗教の相談だけではなくて、マルチから繋がっていく認識というのはお話を聞いてなるほどというふうにした次第なんですけど、靈感商法という建付けで打ち出すと、それは自分には関係ないというふうになってしまいがちなので、もう少し間口を広げて相談を受けていくことが可能であれば、マルチも含めた相談が受け付けられるのではないかなあというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。今かなり大学等でサークルの形をとってマルチの勧誘が行われているというのも聞いていますので、そういったところも少し広げられたらもっと手前で救済することができるのではないかなと思いました。

○吉中生活安全課長

靈感商法等の悪質商法ということで看板を掲げてございますが、弁護士の先生と県の相談員と2人体制で様々な悪質商法への相談体制をとり、靈感商法以外の相談も十分対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山崎会長

この靈感商法の問題というのは安倍元総理の暗殺事件で端を発して、国は施策としてこの対策を求めていることなんすけども、何か県のほうとして、やりやすいのかやりにくいのかというのはどんな感じですかね。

○竹沢生活環境部長

批判を恐れずに申しますと、おそらく近年、これほど早く制度が変わった事案はなかったようにものすごく短期間で新しい制度が出来たというふうな実感でございます。もともと靈感商法に関するご相談ってのは件数は多くはございませんでしたけれども、お受けしていたのは事実でございましたし、そういうふうな形で新しい法律なり対応が決まり、予算もそれなりの措置もされましたので、我々とすればお困りの方が一人でもいっしょにやればということで先ほど課長が説明しましたけれども、年末に法律が成立をして、我々も12月から相談を立ち上げたという、スピード感をもってやらさせていただいたということでございますので、県とすれば、救済の手が一つでも早く来たということで、来年も引き続いてやってこうと思っていますので、ここはこういうことちょっと口はばかりなんですけども、国の対応は評価をさせて頂きたいと思っております。

○山崎会長

ありがとうございます。この報告につきまして、他にご発言ございませんか。

○委員

ちょっと込み入ったことを聞くんですけども、先ほど石川県で7件の相談があったって聞いたんですけど、地域的にはどこということを知りたいんですけど。

○河崎消費生活支援センター所長

全県的に三カ所で実施しているんですけども、全県的に偏りがあるというわけではなくばらばらとした感じでご相談をいただいております。

○委員

どこでもあるっていうことですよ。はい、わかりました。

○山崎会長

5の意見交換に移りたいと思います。ただいまの報告事項含め、消費者行政全般に関するご意見などがございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

ご報告ありがとうございます。まずネットワークという言葉をおっしゃる通りだなと思って、一人の消費者を守っていこうと思いますと、いくつも重なり合うようなネットワークが必要だなという思いです。

そういった意味では、私、今回事業者の立場で出ておりますけれど、所属は生活協同組合コープいしかわでありまして、県内の全部の自治体と見守りの協定を結んでいるんですね。

それはどちらかという認知症の方であったりとか、そういう意味での緩い見守りということなんですけれど、見守り同士でのネットワークを重ねるようなこと、そんなようなことなんかを今後のこととしてご検討されていたり構想されたりしてる等あれば是非お聞かせいただきたいなと思います。

○山崎会長

県の方で何かコメントございますか。

○竹沢生活環境部長

先ほどマンパワーの件でいくつかご意見を頂戴しております。相談員の方のなり手であるとか草の根の講師でありますとか、警察との連携をとというようなアドバイスをいただきましたし、マンパワーっていうのは地域の民生委員の方等々のお力をお借りするのは近道なんですけど、そもそもご案内があったと思いますけど、民生委員そのものへのなり手が最近高齢化等々あるいは、個人情報に関係もございまして、なかなかこれまでお世話いただいていた方が少し敬遠をされるというのが現状となっています。私共の所管は違いますけれども、民生委員児童委員のなり手不足というのも社会問題となると承知しています。

そういった中で、コープさんとかそういう既存のネットワークの力をお借りして、若干これまでの関係とは違った関係をですね、構築をさせていただくというのは、我々としても今後新しい分野に一步前にでなくちゃいけない時期にきているという問題意識をもっておりますので、またその節は具体的なプランはございませんけれども、輪を広げていかなければ共助が保てないっていうのは、そんな時代に来てるのかなという問題意識は持っております。以

上です。

○山崎会長

ありがとうございました。他にございませんか。特にご発言してみたいという方はおられませんか。

○委員

今日初めて参加させていただきまして、大変興味深く色々思うことがありました。ありがとうございました。先ほどもお話の中で、消費者問題っていうのは事業者と消費者との関係では消費者が圧倒的に弱い立場だからこそ行政が皆さんと力を合わせて見守っていくというスタンスだということでその通りだなと思います。元々立場の弱い消費者に対する対策の中で今般成年年齢が下がって、子どもたちが、まだまだ未熟な者たちが消費者に加わってくるということになると、ますますこの消費者支援の行政が極めて重要になってくるんだろうなというふうに思っているところです。

そして今大谷委員からのお話があったように、共助ですよ、自助では足りない、そしてまさに共助でやっていかなければならないということを見ると地域ぐるみで協定を結んでいくということは有益ですし、むしろ不可欠なものになってくるのではないかなというふうに思った次第なので、ぜひ積極的にそのあたりを検討いただければなというふうに思いました。

今後施策のなかで、弁護士の相談、助言会というものもあるということでしたし、弁護士会としても可能な限り協力できればというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○山崎会長

ありがとうございました。他にございませんか。特にないようでしたら、事務局へマイクをお返すということをお願いしたいと思います。

○竹沢生活環境部長

ちょっと一言だけお願いいたします。今般、色んなご意見頂戴いたしました。成年年齢引き下げにつきましてもたくさんご意見を頂戴いたしまして、まだ緒に付いたばかりだと思っております。危機感をもって、高い関心をもってこの問題は当分見守っていかねばいけないと思っております。

マンパワーの件につきましては、今ほどお話をさせていただきましたけども、非常に厳しい状況になっている認識をもっておりまして、そこは色んな皆様のお力、お知恵を頂戴しながら、相談体制なり講習を維持していかなくてはいけないというふうに思っております。

啓発につきましても、一方的にお配りをするだけではなくて、届いているのかどうかという評価をきっちりさせていただかなければいけないと思っておりますので、そこは評価をして改めるべきところは改めるというふうなそういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

エシカル消費につきましては、キッズフリマは端緒でございまして、一つ一つ環境フェア等も含めですね、色んな機会で県民の皆さんに普及啓発を図っていききたいと思っております。

あと靈感商法ですけど、確かに靈感商法という名前のほうがマスコミさんも含めてそういうふうな報道がなされておりましたので、我々も靈感商法に対する相談会という形でやりましたけども、あくまでも消費者契約法の一部改正であったり、あるいは被害者救済新法という新しい法律ができたということなので、靈感商法という名前も冠もいれつつですね、色々な契約に関するトラブルの相談だということもわかるように少し看板を工夫をしていきたいと思っております。

今回いただきましたご意見につきましては、施策に反映できるものは可能な限り反映をさせていただきます、しっかり消費者行政やっていきたいと思っておりますし、また本日に関わらず何かあればですね、私共生活環境部もしくは県の消費生活センターにご意見いただければ、可能なものはすぐ対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。